



鳥取県公報

平成16年11月30日(火)
第7642号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請（2件）（950・951）（協働推進室）..... 1
	生活保護法による介護機関の指定（952）（福祉保健課）..... 2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定（953）（障害福祉課）..... 2
	保安林の指定予定（954）（森林保全課）..... 3
	保安林の指定の解除予定（955）（"）..... 3
	保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（956・957）（"）..... 4
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意（958）（水産課）..... 5
	生産事業者の登録の失効（959）（八頭地方農林振興局）..... 5
公安規則	交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則（11） （地域課）..... 5
調達公告	一般競争入札の実施（行政経営推進課）..... 6
	公募型指名競争入札の実施（2件）（管理課）..... 8

告 示

鳥取県告示第950号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年1月11日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年11月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成16年11月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域福祉ネット
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
霜田 稔
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市錦町二丁目235

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域福祉に関係する人材を組織し、様々な事業や活動を行うことによって鳥取県の地域福祉の発展・充実に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第951号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年1月12日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年11月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成16年11月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鳥取社会福祉評価機構

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

坂田 文三郎

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市湖山町北二丁目116 3

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、社会福祉法人等の事業者及び福祉保健サービスの利用者に対して、その事業者が提供する福祉保健サービスの質を、その提供者及びその利用者以外の公平中立な立場で客観的に評価し、事業者が提供する福祉保健サービスを利用者が選択する場合に必要な情報を提供すると共に、事業者のサービスの向上を図るための第三者評価機関事業を行うことにより、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第952号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指 定 年月日
株式会社幸風	岩美郡岩美町大字 浦富434 25	グループホーム幸風	岩美郡岩美町大字 浦富434 25	痴呆対応型共 同生活介護	平成16年 11月1日

鳥取県告示第953号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人もみの木福祉会	米子市富益町4660	なでしこ	米子市上福原五丁目12-61	地域生活援助	平成16年12月1日
〃	〃	ひびき	米子市和田町3082	〃	〃

鳥取県告示第954号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年11月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡若桜町大字諸鹿字広留949の7
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第955号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年11月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山ノ内中谷1148の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 解除の理由

用水路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第956号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年11月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字若桜字古城谷1531、1531の1、大字三倉字奥城ノ谷1621の1、字八兵衛谷1622の38、1623の1から1623の3まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第957号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年11月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町上萩山字新田山486の49、486の51、486の52、486の68、486の74

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第958号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、鳥取中央加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成16年11月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第959号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成16年11月30日

鳥取県八頭地方農林振興局長 近 藤 元

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
75	保木本聡	八頭郡八東町大字柿原334	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	保木本聡苗畑	八頭郡八東町大字柿原
76	高橋省吾	八頭郡八東町大字岩淵9	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	高橋省吾苗畑	八頭郡八東町大字岩淵
102	藤原 昭	八頭郡智頭町大字福原25	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	藤原昭苗畑	八頭郡智頭町大字福原
232	最上誠一	八頭郡八東町大字北山205-2	〃	最上誠一苗畑	八頭郡八東町大字北山
257	山口澄夫	八頭郡河原町大字北村446	〃	山口澄夫苗畑	八頭郡河原町大字北村

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年11月30日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第11号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
警察署	名 称	位 置	所 管 区 等	警察署	名 称	位 置	所 管 区 等
略				略			
鳥 取 県 鳥 取 警 察 署	略			鳥 取 県 鳥 取 警 察 署	略		
	鳥取市吉成警察官駐在所	鳥取市吉成三丁目	鳥取市のうち吉成の一部（一般国道53号以東で、かつ、大路川以南）、吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目、吉成南町一丁目、吉成南町二丁目		鳥取市吉成警察官駐在所	鳥取市吉成三丁目	鳥取市のうち宮長、吉成の一部（一般国道53号以東で、かつ、大路川以南）、吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目、吉成南町一丁目、吉成南町二丁目
	鳥取市蔵田警察官駐在所	鳥取市蔵田	鳥取市のうち橋本、国安、円通寺、西円通寺、馬場、八坂、蔵田		鳥取市蔵田警察官駐在所	鳥取市蔵田	鳥取市のうち橋本、国安、円通寺、西円通寺、 <u>叶、叶一丁目</u> 、数津、馬場、八坂、蔵田
鳥取市叶警察官駐在所	鳥取市叶	鳥取市のうち宮長、 <u>叶、叶一丁目</u> 、数津	略	略	略	略	略
略				略			

附 則

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年11月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

ノーツ応用研修業務の実施 一式

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約日の翌日から平成17年3月18日まで

(4) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(3)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第669号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち役務に係るものを有すること。

(3) 平成16年11月30日(火)から同年12月10日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課電子県庁担当

電話 0857-26-7614

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成16年11月30日(火)午前9時から同年12月3日(金)午後5時までの間交付する。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること)に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年12月10日(金)午後2時(郵便による入札書の受領期限は、同月9日(木)午後5時)

鳥取県庁第2会議室(鳥取県庁本庁舎地下1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出物を4の(1)の場所に平成16年12月6日(月)午後2時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として5の(1)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として5の(1)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年11月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 3・4・8号宮下十六本松線地方道路交付金工事(歩道橋上部工)

(2) 工事場所 鳥取市西品治

(3) 工事内容

本件工事は、鳥取市西品治地内の3・4・8号宮下十六本松線の歩道橋上部工の製作から架設までの一連の工事を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

歩道橋

橋長120.3メートル(うち跨道部45.7メートル)

幅員2.6メートル

工事内容

上部工 鋼^{ばんげた}鈹桁橋

下部工 鋼製橋脚 4基(鋼重88.2トン)

(5) 工 期 着工日から285日間

(6) 予定価格 100,344,300円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鋼構造物工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成14年鳥取県告示第367号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)又は平成15年鳥取県告示第442号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。
- (4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成14年10月1日から平成15年9月30日(合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあつては、平成16年12月7日)までの間にあるものに限る。)の結果における鋼橋上部工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- (5) 平成16年11月30日(火)から同年12月7日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成16年4月1日(木)から同年12月7日(火)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (8) 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している鋼橋上部工の製作から架設までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。
- (9) 次に掲げる基準をすべて満たす者で、本件工事の架設を実施する期間中、監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
 - ア 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。)にある者であること。
 - イ 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等として施工管理したものに限る。
 - ウ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、鋼構造物工事業について、同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年11月30日(火)から同年12月7日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>)/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年11月30日(火)から同年12月7日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時か

ら午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき、作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の架設を実施する期間中、2の(9)に掲げる監理技術者に加え、2の(9)のアに掲げる基準を満たし、かつ、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。

(11) 2に掲げる要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

(12) この公告に示した工事について繰越が承認されなかったときは、本件入札は行わない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年11月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 県営汗入2期地区農免農道(7号橋上部工) 工事

(2) 工事場所 西伯郡中山町羽田井

(3) 工事内容

本件工事は、西伯郡中山町羽田井地内の県営汗入2期地区農免農道における7号橋上部工の製作及び架設を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

橋梁^{りょう}上部工

鋼3径間連続非合成^{ばんげた}鋼桁

L = 108.0メートル

W = 5.5 (6.5) メートル

工事内容

工事製作 一式 (136トン)

桁^{けた}架設 (ベント工法) 一式

支承工 一式

(5) 工 期 平成16年12月から平成17年12月15日まで

(6) 予定価格 109,410,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鋼構造物工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成14年鳥取県告示第367号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)又は平成15年鳥取県告示第442号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成14年10月1日から平成15年9月30日(合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあつては、平成16年12月7日)までの間にあるものに限る。)の結果における鋼橋上部工事の総合評定値が1,000点以上であること。

(5) 平成16年11月30日(火)から同年12月7日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成16年4月1日(木)から同年12月7日(火)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(8) 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している鋼連続板桁橋^{ばんけた}の上部工の桁^{けた}製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

(9) 次に掲げる基準をすべて満たす者で、本件工事における架設を実施する期間中、監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

イ 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等として施工管理したものに限る。

ウ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、鋼構造物工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年11月30日（火）から同年12月7日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年11月30日（火）から同年12月7日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき、作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

- (3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (5) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (6) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (7) 提出された技術資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事における架設を実施する期間中、2の(9)に掲げる監理技術者に加え、2の(9)のAに掲げる基準を満たし、かつ、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。
- (11) 2に掲げる要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

